

10 交通機関の料金割引等

1 JR列車旅客運賃割引

区 分	対 象 者		対 象 範 囲	割 引 率
1. 普通乗車券	(1) 第 1 種 A	①介護者と乗車する場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		②単独で乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象	本人のみ 5 割引
	(2) 第 2 種 B	①介護者と乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象 ・本人のみ（介護者対象外）	
		②単独で乗車する場合	・片道 101kmを越える場合のみ対象	
2. 急行料金	(1) 第 1 種 A	①介護者と乗車する場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		②単独で乗車する場合	・急行料金は割引対象となりません	
(2) 第 2 種 B	①介護者と乗車する場合			
	②単独で乗車する場合			
3. 特急券 指定席券	割引の対象となりません			
4. 定期券	(1) 第 1 種 A	①介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		②12歳未満の第1種知的障害児が介護者と乗車する場合	・介護者のみ対象 ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		③単独で乗車する場合	・割引対象となりません	
	(2) 第 2 種 B	①12歳未満の第2種知的障害児が介護者と乗車する場合	・介護者のみ対象 ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		②上記①以外の場合	・割引対象となりません	
5. 回数券	(1) 第 1 種 A	①介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象 (回数券にスタンプ表示されます)	本人・介護者 5 割引
	(2)	上記(1)以外の場合	・割引対象となりません	
6. 手続方法	キップを購入の際、駅の窓口へ療育手帳を提示してください。 療育手帳1種の方は、自動券売機で小児用の乗車券を購入し、改札口で療育手帳を提示してもよろしいです。単独で乗車する場合は不可。			
7. 問合せ先	JR 帯広駅 西2条南12丁目4番地 ☎23-8176			

2 バスの運賃割引

療育手帳を提示することで、バスの運賃が割引となります。				
区 分	バス会社	対 象 者	割 引 率	
			本 人	介 護 者
普 通 運 賃	十勝バス 北海道 拓殖バス	・療育手帳の所持者全員が対象 ※障害の程度 A(第1種)・B(第2種)	5割引	第1種の 介護者のみ 5割引
	料 金 の 支 払 方 法	・バスから降りる時に療育手帳を運転手に見せてから、運賃の半額を支払ってください。 (10円未満切り上げ)		
定 期 券	十勝バス 北海道 拓殖バス	・大人(中学生以上) (小児には割引なし)	3割引	
	購 入 方 法	購入窓口へ療育手帳を提示してください。		
問 合 先	・十勝バス ☎37-6500 ・北海道拓殖バス ☎31-8811			

※都市間バス適用

※各バス会社により細かい違いがある場合もありますので、不明な点は各バス会社にお問合わせ下さい。

3 タクシー料金の割引

※タクシー事業者の努力による社会貢献活動です。

タクシー料金が1割引となります。(一部事業者は未実施)	
1. 対 象 者	療育手帳 A・B
2. 割 引 率	1割引(10%) (距離制、時間制、観光ルート別、空港定額運賃に適用)
3. 割引区間	知的障害者が乗車した区間
4. そ の 他	駐車料金、高速料金などは割引となりません
5. 手続方法	乗車した時点で、必ず運転手に手帳を提示してください

4 有料道路（高速道路等）通行料金の割引

有料道路（高速道路）などを通行する時、療育手帳A所持者を乗せ、介護者が自動車を運転する場合、通行料金の半額割引(端数切り上げ)を受けることができます。	
1. 対象者	療育手帳 A
2. 自動車の範囲	(1) 障害者1人につき1台（登録車両の利用に限る） (2) 自動車の種類 ～ 自動車検査証の「用途」欄に記載されている種類 ・「乗用」（軽自動車も対象）・「貨物」・「特種」・「二輪」（125cc超） ※法人名義や事業用は対象となりません。 ※レンタカー、タクシー 営業用の自動車と認められる場合は対象となりません。
3. 自動車の所有者 車検証の「所有者の名称」欄の記載	自動車の所有者 ① 本人、又は本人の親族 ② ①の者が自動車を所有していないときは、本人を日常的に介護している者 ③ ローン購入において所有権が留保されている場合、「使用者の名称」欄が①②になっていれば割引対象となります。
4. 利用手続	(1) 障害福祉課の窓口で療育手帳に「有料道路割引」の押印、「自動車登録番号又は車両番号」・「割引有効期限」・「介護」の記載を受けます。 (2) 料金所では ・療育手帳の提示（記載事項の確認を受ける。）、またはETCゲート
5. 持参するもの	① 療育手帳（Aのみ） ② 車検証 ③ 運転免許証 ※ ETCを利用する場合は上記の外に ⑤ ETCカード（20歳以上は本人名義のカードに限る。） ⑥ ETC車載器セットアップ申込書・証明書
6. 申請先	(市) 障害福祉課 市役所低層棟1階 ☎65-4148

5 航空運賃の割引

12歳以上の知的障害者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。 知的障害者本人、介護者は、ともに12歳以上であること。（12歳未満は小児運賃適用）		
対 象 者		割引率・手続方法等
療育手帳 A	本人と介護者1人	航空会社によって異なりますので、直接お問合わせください。
療育手帳 B	本人のみ	

6 フェリーの旅客運賃割引

フェリーの旅客運賃にも知的障害者割引があります。			
1. 1等・2等 旅客運賃	A (第1種)	本人単独 又は介護者と乗船する場合	本人・介護者 5割引
	B (第2種)	単独で乗船する場合 (101km以上に限る)	本人のみ 5割引
2. 手続方法	乗船券販売窓口へ、療育手帳を提示して申請して下さい。 (フェリー会社により違う場合がありますので、事前にご確認ください。)		

7 タクシー料金の助成（帯広市独自）

<p>重度の知的障害者(児)の方が、日常生活で容易に移動することができるようタクシー料金の一部を助成しています。</p>	
1. 対象者	療育手帳Aの方で、市内に住所を有し、在宅の方
2. 申請方法	<p>毎年3月下旬に、資格該当者に案内しますので、同封の返信用封筒にて申請ください。</p> <p>※ 年度の途中で新たに対象者となった方は、その都度、ご案内します。</p>
3. 利用できる タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広市ハイヤー協同組合加入事業者 ・道路運送法の許可を受けた有償運送事業者
4. 助成内容	<p>タクシー券として1枚200円券を60枚を限度に助成（月5枚×12ヶ月分）</p> <p>なお、年度の途中で申請した場合は、月割りとなります。</p>
5. 使用方法	<p>運賃支払時に手帳を提示し、タクシー券を乗務員に渡して下さい。</p> <p>運賃の差額分は現金で乗務員に支払って下さい。</p>
6. 制限	<p>次のいずれかに該当する方は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院に入院している方 ② 施設に入所している方（グループホーム・下宿等の入居者は該当します。） ③ 市内に居住していない方
7. 問合せ先	(市) 障害福祉課 市役所低層棟1階 ☎65-4147
8. 申請先	<p>帯広身体障害者福祉協会 ～ グリーンプラザ</p> <p>公園東町3丁目9-1 ☎23-0050</p>

8 訓練等に通うための交通費の助成（帯広市独自）

知的障害者（児）の方々が、訓練等に通うための交通費の一部を助成しています。	
1. 対象者	知的障害者（児）
2. 助成内容	施設まで通うために実際に利用している交通機関の交通費相当分 ① バス利用の場合、路線バス賃往復分 ② 自家用車利用の場合、燃料代相当分
3. 対象施設	① 生活介護の事業所 ② 就労継続支援B型の事業所 ③ 地域活動支援センター ④ 児童発達支援の事業所 ⑤ 放課後等デイサービスの事業所
4. 手続先	障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎65-4147

9 特別支援学校・特別支援学級の交通費

これらの学校や市内の特別支援学級に就学している幼児、児童、生徒には、次の交通費が支給されます。	
1. 帰省時の旅費	特別支援学校の寄宿舎に入っている幼児、児童、生徒は、年間39往復まで帰省時の旅費が支給されます。付添者が必要な場合、付添者の分も支給されます。
2. 通学時の交通費	(1) 特別支援学校 自宅から各学校に通学する際の交通費が支給されます。付添者が必要な場合、付添者の分も支給されます。 (2) 特別支援学級 自宅から通学する際の交通費が支給される場合があります。(知的学級・自閉症・情緒学級・肢体不自由学級・言語通級指導教室)
申請先	各学校に問い合わせの上、申請してください